

理財局特別情報（第二十四號）

（昭和二十一年六月三十日）
理財局

米國の租税制度における若干の問題

一	所得税の課徴方法	一
二	課税價額の第一次的決定	二
三	課税價額の調整	三
四	所得税の稅務行政	四
五	聯邦所得税の稅務行政	五
六	州所得税の稅務行政	六
七	聯邦州及び地方の租税比較	七
八	税額比較	八
九	税種比較	九
十	附表一、聯邦、州及び地方の税額	十
十一	二、聯邦、州及び地方の税額割合	十一
十二	三、聯邦、州及び地方の税種別税額	十二



二、所得税の課税方法

(一) 課税價額の第一次的決定

(1) 源泉課税の方法は納税が自動的に行はれ便利ではあるが所得高

の差、扶養者数の多寡と税率の複雑さにより困難が伴ふから、

源泉課税に代つて源泉告知の方法を多く採用して居る。

利子、賃銀、地代等を支払ふ者は支払金額、受領者の氏名、住

所等を告知する。これと個人所得申告とを對照するのである。

(2) 事業所得の源泉告知による調査の分散を防止する不利あるも

のについては帳簿検査による。

(3) 農業者等の帳簿作成の充分でないものについては所得の推定を

行ふ。

(4) 小寫業者その他客觀的調査の行ひ難いものについては自己申告

による。

(註) 資産の純増加と評價された生計費とを所得評價の基礎と

する方法も存する。
尚源泉告知は州により不完全なものがあるが、職者が受

理した告知を州に通知する等告知の交換を行つて居る。

田賦税償還の調査

(2) 州によつては賦課申告によつて二重課税賦課を行ふものが少く

い、郡邦で賦課税による不足額に加へてその多額分の税金を課す
る。その賦課税、租税に課税の賦課を賦課税の課税を課して居
る。

(3) 所管税申告に全額納付を課用することについては費簡の意見が
あるが、郡邦、州共に逐次課税を課するものが多い。

二所管税の賦課行數

付郡邦所管税の賦課行數

(4) 内庫税入庫の賦課は、所管申告を課用して課税所務と非課税所

務とを区別し課税を課用を行ふことである。

一 一人一人の申告中の申告、若くは組合の申告中の大納金は課税の

課税外にある。

(5) 賦課は未定と徴収とにかいては徴税者と協同せんと努力し、納税者
の毎年の計収額額を基として課税額の賦課作成上の計収方法

に於ては通例として、納税は年一回の分割納税に依り、納税額未決定等より納税者を救ふ爲に内國收入委員會等が税額について最後の同意を與へる。

(4) 稅務行政を納税者に密接ならしめる爲に稅務行政の地方分權化を圖り地方事務所を設け地方的事情を考慮せしめる。

(5) 一九二四年租稅上委員會を設け稅額の決定に異議を生じた場合に迅速に決定を與へる。

(註) 上訴委員會は行政裁判所の役割を演じ國內の何處でも申立を受理する。委員會の裁決は聯邦上訴巡回裁判所の檢閲を受ける。

(一) 州所得稅の稅務行政

(1) 課稅所得の査定については州は主として聯邦に依り稅務行政を簡素化し二重課稅の防止に努力する。各州の援助協力がある。

(2) 州の役人は納稅者の申告書を照査し審問するが徵收費は法人所得稅については非常に低い。徵收額の二乃至四%である。

聯邦、州及び地方の租稅比較

(一) 税額比較

(1) 聯邦税は一九三二年迄はその割合を減じたが以後増大して居る。州税の割合は近年一定して居るが地方税は減少して居る。(附

表一、二)

(2) 聯邦經費の經費總額にある割合の増加に比し聯邦税の租税總額に占める割合の増加は少い。

(二) 税種比較

(1) 税額の大小の順序は財産税、所得税、社會保障税、ガソリン税、酒精飲料税、消費税、煙草税、相続税及び贈與税、取引税、自動車税、關稅、辨種税となり、財産税と所得税とで總額の五五%を占める。

(2) 聯邦、州、地方ともに獨立税源を保有すること少く同種の租税が重複して居る。

(3) 税額の大小によるに聯邦と州の共通税、州と地方の共通税、聯邦、州、地方の共通税、州の獨立税、聯邦の獨立税の順序となる。(附表三)

(附表一)

聯邦、州及び地方の税額 (單位百万弗)

年 度	聯 邦 税	州 税	地 方 税	額 統 總 額
一八九〇	三七四	九六	四〇五	八七五
一九一三	六六八	三〇〇	二一九	一一八七
一九一九	四五〇	五七〇	三九五	七四六五
一九二五	三九六六	一〇七	三八一一	七八八四
一九二九	三三二八	一六一二	四八一九	九七五九
一九三〇	三四六八	一七八〇	三〇一八	〇二六六
一九三一	二七一七	一七七八	四八〇五	九三〇〇
一九三二	一七八九	一六四二	四七一六	八一四七
一九三三	一七八六	一五〇五	四二一〇	七五〇一
一九三四	二八九二	一七二一	四一六〇	八七七三
一九三五	三五四六	一八八六	四二九九	九七三一
一九三六	三八四七	二二九六	四三三五	〇五〇七
一九三七	五〇二九	七四四四	一	二四七三
一九三八	五九三六	八〇六四	一	四〇〇〇

(附表三)

聯邦、州及び地方の税種別税額（單位百万弗）

税種	聯邦税	州税	地方税	租税總額	百分比
酒類飲料税	五六八	二七八	—	八四六	五・八
關稅	三五九	—	—	三五九	二・四
相續税及び贈與税	四一七	一四五	—	五六二	三・八
消費稅	二八七	二七四	二〇二	七六三	五・二
取引稅	—	四四三	一〇〇	五四三	三・七
所得稅	二七六	五六二	—	三三二	—
雜種稅	三七	五	—	四二	〇・八
ガソリン稅	二〇四	七六七	三〇	一一八	〇・八
自動車稅	—	四〇五	—	四〇五	六・六
社會保障稅	七四三	七〇七	—	一四五〇	二・八
財產稅	—	二一四	—	二一四	三・三
煙草稅	五六八	五四	—	六二二	四・二
計	五九四五	三九〇〇	四八六三	一四七〇八	一〇〇・〇

七